

## 茨城県立こども病院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成27年 4月 1日制定

茨城県立こども病院が行う研究活動及びその研究費の執行は、常に誠実な遂行と効率的な運用に努めなければなりません。

当院の研究活動に必要な研究費は、税金等貴重な財源を原資とする公的研究費であり、その使用にあたっては県民への説明責任を果たすことができるよう体制を整備し、不正に対して断固たる姿勢で臨むことで、不正防止に取り組む必要があります。

当院は、研究活動及びその研究費の執行の不正行為を防ぐため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

- 1 管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、病院内外に公表する。
- 2 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運営体制を整備する。
- 3 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- 4 研究費の管理・執行に関するルールを適切に情報共有・共通理解される体制を整備する。
- 5 不正を発生させないために、実効性のあるモニタリング体制を整備する。